

自由党と「虚無党」

——『自由新聞』にみる「虚無党」言説——

高 島 千 代

はじめに

世界史年表を横にみていくのは面白い。日本で孝明天皇が攘夷祈願をした年にアメリカではリンカーンのゲティスバーグ演説があり、マルクスがロンドンで『資本論』を刊行する頃、二条城では徳川慶喜が大政奉還を行っていた。

こうした視点で日本の立憲制成立史をみれば、立憲政体樹立を求める自由民権運動が展開した一九世紀末、ヨーロッパでは既に社会党の出現する時代であったことがわかる。そして地球の東西で起きた、これら同時代の事象同士が、なんら関わりをもたなかったのかといえ、そうではない。南北戦争が日本の戊辰戦争に武器を提供したように、民権運動もまた、ヨーロッパの社会主義や社会党の情報を得ていた。特に一八七〇・八〇年代のロシア・ナロードニキは、⁽¹⁾ nihilist から「虚無党」と訳され、⁽²⁾ 民権運動の急進化、その行動に影響を与えていたこと

自由党と「虚無党」

でも知られている。

そこで本稿では、民権運動急進派の中心であった自由党の人々が、このナロードニキをどのような存在と理解していたのか、またそうした理解が当時の自由党のおかれた状況や運動の方向とどのように関わっていたのか、論じていきたい。

このテーマについては、これまで、自由党の機関紙『自由新聞』や同時期の民権派新聞が、社説・外報などの記事や政治小説を通じてナロードニキをどのように伝え、語ったのか、また、ナロードニキの運動と民権派や激化事件参加者の言動との関わりについて、明らかにされてきた。⁽³⁾

特に佐々木敏二「日本の初期社会主義（一）」（三）⁽⁴⁾は、日本における「社会主義」の紹介が早くは一八七三（明治六）年、より本格的には一八七八年からみられたことを明らかにし、また日清戦争後に至る雑誌・新聞・書籍で「社会党」「社会主義」がどのように論じられていたのかを丹念に検証した。その後、芝原拓自「民権派の社会党・虚無党論―明治社会思想史の一齣」⁽⁵⁾もまた、一八七八年から八四年に至る諸新聞の論説を検証。両論文ともに、従来の研究をふまえた上で、一八七九年の論争などを通じて「社会党」論が本格化し、八二年に一つの到達点を迎えたことを明らかにした。⁽⁶⁾両者によれば、一八八一年頃までの「社会党」論は、社会主義に共感を示すものもみられたが、基本的には欧米社会主義の諸潮流の区別をせず、財産の私的所有に市民の自主精神の源泉を求める立場から「社会党」の主張を「空論」「異端邪説」として批判、その原因（専制政治と貧富の格差）防止策として、国民の政治的な自由・権利拡大を主張するに止まっていた。しかし八二年には、五月に東洋社会党が結成されたこともあり、⁽⁷⁾『朝野新聞』などが欧米社会主義運動の様々な潮流・主張の多様性について一定の

理解を示すようになり、それは、私的所有制・自由競争の原理に基づく資本主義社会の矛盾やその改革方法（革命か改良か）にまで及んだのである。なお芝原論文は、特にロシア・「虚無党」論に注目し、民権派にとつての「虚無党」が、東アジア・日本への脅威であるとともに非難すべき専制国家たるロシアの急進的な反体制運動として、「社会党」一般に解消できない独自の意味をもち、強い関心の対象となっていたことを明らかにしている。このように従来の研究は、民権派の「社会党」「虚無党」認識とその変化を明らかにし、ロシア「虚無党」が民権派にとつても独自の意味を指摘してきたといえる。

ただし、これらの研究は必ずしも『自由新聞』の「虚無党」論に注目してこなかった。例えば芝原の論稿は、『自由新聞』について、「親自由党的な『朝野』のこの一八八二年の論説と対比すると、自由民権運動の主力をなした自由党の機関紙『自由新聞』：（中略）の社会党・虚無党論などは、レベルの低いわずかな閑説にしかすぎない」「かかる外在的で拒否的姿勢の社会党・虚無党論は：（中略）なお民権派のなかにも単純な『邪説』論が少なからず残存しつづけ、自由党中央部の政治姿勢の後退ともにかえってそれが強められていたことを示」としている。これに対しては、松尾貞子『自由燈』の貧民論⁽⁸⁾が『自由新聞』初期の馬場辰猪の論説などをとりあげ、「経済的・社会的平等の是正は社会主義によって解決されるべきであるとの見解を明確に表明」、日本において社会主義を容認した最初の論稿」と評しており、『自由新聞』自体の「社会党」「虚無党」認識の評価は未だ十分定まったとはいえない。

また仮に『自由新聞』の「社会党」「虚無党」論が、『朝野新聞』に比べ、ヨーロッパ社会主義に対する不十分な理解に止まっていたにせよ、なぜそうした議論に止まったのかという問題は残るだろう。この点、芝原論文は

「自由党中央部の政治姿勢の後退」、日本政府批判をロシアの専制批判に仮託しようとしていたことに理由を求めている。また松岡儼一『自由新聞』を読む―自由党にとっての自由民権運動⁽⁹⁾も、『自由新聞』の論説が、「社会党」「虚無党」「破壊党」を福島・高田・加波山事件と重ね合わせたり、偽党撲滅運動と同時進行していた「勤王論」とつながる議論となっていたことを指摘し、自由党の運動戦略との関わりで「社会党」「虚無党」認識が方向づけられたことを示唆している。もとより本稿もまた芝原・松岡両氏の分析に多くを負うものだが、これらはいずれも、『自由新聞』における「虚無党」報道・論説を全般的に検証したものではない。また『自由新聞』の「虚無党」認識はロシア問題・「虚無党」問題としてだけでなく、国内問題として語られることが多く、分析対象には、国内問題に関する論説を含める必要がある。

なお紙上、ロシア「虚無党」は、論説や外報などの政論・報道記事だけでなく政治小説などの文化欄でも語られたが、政治小説が、「小説の形式を借りて政治的思想の宣伝・普及をめざす小説⁽¹⁰⁾」であるならば、その「宣伝」内容は、論説での主張に準じたものになるはずである。したがって、政治小説で語られる「虚無党」イメージを理解し、またナロードニキと民権派・激化事件参加者の接点を解明するためにも、前提として、論説・報道記事などにみられる自由党の「虚無党」認識を明らかにすることが必要になるだろう。

以上より、まず本稿では、『自由新聞』(第一次)⁽¹⁾の論説・報道記事を中心に、ロシア「虚無党」がどのように語られたのか、またそれが同時期の論調全体、自由党の運動戦略とどのように関わっていたのか、明らかにしていきたい。自由党は一八八一年一〇月一八日に結成され八四年一〇月二九日に解党、また『自由新聞』は、一八八二年六月二五日から自由党解党後の八五年二月一日まで発行されている。このうち本稿では、全期間の『自由

新聞』を対象とするが、その「虚無党」言説は、一八八二年一月福島・喜多方事件を分岐点として変化をみせる。そこで、ここでは、「虚無党」言説を一八八二年段階（第一章）とそれ以降（第二章）に分けて考察し、その内容と変化を明らかにしていく。また「虚無党」小説についても、右の論旨の中で、必要に応じてふれることとする。

第一章 一八八二年の「虚無党」言説

本章では、まず一八八二年段階の『自由新聞』の「虚無党」言説を明らかにし、同時期の論調全体や自由党の運動戦略と、それらの言説がどのような関わりをもっていたのか、論じていく。

なおナロードニキの運動は、この時期、既に動揺・転換期を迎えていた。⁽¹²⁾

一八六一年二月農奴解放令の公布以降、ロシアでは皇帝・改革派官僚主導の近代化・「大改革」が進められ、五〇年代後半から進展していたロシアの資本主義化に拍車がかかる。これに対して、農村共同体から出発し、ロシア独自の経済発展を志向する思想潮流が生れると、こうした思想に影響を受けた青年・学生たちは、一八七〇年代、ロシアが農村共同体を基礎に、資本主義を経ずに社会主義に到達し得るという思想を共有していく。かれらはまた、立憲制導入にふみこまない「大改革」を批判しつつ、改革から一定恩恵を受けた知識人が民衆のために活動することをめざし、その結果、数千人の青年男女が農村に入り、民衆啓蒙や扇動を展開していくことになる。これがナロードニキ運動のはじまりである。しかし、その後これらの運動が農民自身の拒絶とロシア政府による弾圧のもと失敗すると、かれらは七六年に革命結社「土地と自由」を結成し、半インテリとして農村に定住

することで工作を続けるが、さらなる弾圧を受け、分裂することになる。一八七九年夏には、数々のテロ事件（七八年一月のヴェーラ・ザスリチによるペテルブルク特別市長官・トレポフ狙撃事件、八月皇帝直屬第三部長官・メゼンツォフの刺殺事件、七九年四月の皇帝狙撃事件など）をうけ、専制権力に対するテロによって政治的自由と憲法制定会議の開設を引き出そうとする「人民の意志」党と、民衆への啓蒙活動を重視する「土地総割替」派に分裂。前者は八一年三月、皇帝アレクサンドル二世の暗殺を果たすが、結局、新たに即位したアレクサンドル三世は四月、専制護持の詔書を発し、あらためて参政権容認政策を拒絶するに至る。「人民の意志」派の皇帝暗殺はむしろ、皇帝のもとで進められていた参政権容認改革（一八六四年に設置された地方自治機関・ゼムストヴォからの選出議員に一定国政参加権を認める）を頓挫させる結果となったのである。

つまり、日本で自由党が活動を始めた一八八一年から八二年に至る時期、ナロードニキの運動や思想はむしろ、新皇帝アレクサンドル三世の厳しい弾圧政策と一定の税負担軽減・労働者保護政策のもとで動揺し、より穏健で改良的な立場に転換していくか、マルクス主義を受け入れて労働者による社会主義をめざすか、その他の道を選択するか、大きな岐路に立っていたのである。

それではこの時期、『自由新聞』は、同時代ロシアの反体制運動をどのように伝え、語ったのだろうか。

1. 「虚無党」言説の出発点―「魯国革命党」

ナロードニキ・「虚無党」に関する『自由新聞』最初の報道記事は「魯国近況 魯国革命党」⁽¹³⁾である。これは社説・論説ではなく、特集記事として、創刊間もない第四号（一八八二年七月四日付）から一一回にわたり連載

された。またその内容は、同年五月『隔週雑誌』⁽¹⁴⁾ The Fortnightly Review に掲載された「ピョートル・クロポトキン（一八四二—一九二二）の「ロシア革命党」 The Russian Revolutionary Party を西河通徹が翻訳したものが、記述の一部省略を含め意訳がなされており、一部だが、加筆された箇所もある。⁽¹⁵⁾

この論文自体は、当事者であるクロポトキンが、「不当ニモ虚無党ナル名称ヲ以テ世ニ呼バル、ノ所ノ魯国革命党」につき正しい知識を伝えたいという趣旨に立つて書いたもので、その主眼は、ロシア「暴政ノ景状」「革命党ノ受ケタル困難ノ事情」のもと、「其最初ハ平和ナル手段ニ依テ国家改良ノ目的ヲ達セント勉メタル」「虚無党」が「最早只己ノ置位ヲ防御スルニ止ラズ進シテ政府ヲ攻撃スルコト必要ナル時来レリト云フノ思想ヲ興起」するに至った経緯や本来の目的、また困難な中で果たされたかれらの献身・自己犠牲について、広く理解を得ることにあった。

本論では特に、「虚無党」の活動のあり方、すなわち「嬋妍タル青年ノ淑女ニシテ俄ニ製造所ノ傭婢ト化シ秀丽ナル少年ノ紳士ニシテ鋏鋤ヲ把ルノ農夫ト変ジ相競フテ身ヲ勞力社会ニ寄セ体ヲ貧民社会ニ伍シ以テ親ク其艱苦ヲ嘗メ下等賤民ノ事情ヲ解シ遂ニ彼等ト親密ナル交際ヲ通シ此手段ニ依テ其精神ヲ振起シ彼等ヲシテ權利義務ノ何物タルヲ知ラシメンコトヲ勉」める活動や、「数百年来ノ習慣、教育モ、深厚比類ナキ家族ノ情愛モ之レヲ断絶スル猶ホ腐繩朽索ヲ裁ルガ如ク富貴榮華ノ位置モ之レヲ擲棄スル猶ホ破帽弊履ヲ脱スル如」き姿勢について強調。その「益々公益ノ為メニ身ヲ犠牲ニスルノ決心ヲ堅固ニシ愈々国人ノ精神ヲ鼓舞スルコトニ励」む姿を、「私利ハ私欲ノ見ニ繫カレテ国家ノ利害ヲ顧ルルノ暇アラザル」ゆえに「強テ専制主義ヲ保持」し、「革命ノ惨毒」を招くことになる「在朝官吏」と対比して描いている。また、中心的な勢力「民意党」（「人民の意思」党）の目

自由党と「虚無党」

七

的については、「現政府ノ重荷ニ苦呻スル所ノ魯国人民ヲ救護シテ此困難ヲ脱セシメ人民ヲシテ自由権理ヲ得セシムルニ足ルノ革命ヲ成ス」ことだとし、具体的には、「国会ヲ設立シ全国事上ノ主権ヲ之レニ与フベキ事」「地方官吏ヲ民選ニ為シ郡村ノ自治ヲ定メ理財上ノ独立ヲ立テ以テ大ニ地方自治ノ制度ヲ興起ス可事」「地方議會ヲシテ充分ニ理財施政ノ権理ヲ得セシムベキ事」「土地ニ関スル人民ノ権理ヲ確定スル事」「力役社会ノ手ニ製造事業ヲ与フルニ至ルノ処置法ヲ立ツベキ事」「宗教、思想、結社、集会等ノ諸件ヲシテ全く自由ナラシムベキ事」「選挙ハ凡テ普通タラシムベキ事」「常備軍ヲ廃止シ護郷兵ノ制ヲ立ツベキ事」だと紹介。かれらが「壮烈ナル政事改革説ヲ主張スト雖トモ其社会物体ノ改革ニ就テハ甚ダ着実ナル意見ヲ主張シ常ニ全く自由選挙ノ国会ヲ設立シ之レニ向テ己ノ意見ヲ示サント欲スル者ナルコト」を強調している。

つまり原作の強調点は、本来「甚ダ着実ナル意見」をもち「平和ナル手段ニ依テ国家改良」（立憲政体を樹立）しようとしていた「虚無党」がテロを含む「壮烈ナル政事改革説」を主張するようになった原因は、私利私欲に基づく専制政治にこそあるという主張、また「魯国ノ志士」による「貧民社会ニ伍シ」ての啓蒙活動、その果てのテロ活動が、身分・富、時には命を捨てて「公益」のために尽す自己犠牲に支えられているという主張にあつたと考えられる。

一方、翻訳について注目すべき点は、「虚無党」の人びとがしばしば「魯国ノ志士」と表現されていることで、かれらが自らの地位や富・家族などを捨てて農村での啓蒙活動、またはテロ活動などに従事したことが慷慨調で訳され、かれらを「愚ナリト為シ嘲笑スルモノ」については「是レ志士ノ精神ヲ知ラザル者ト謂フベク」といった批判が加筆されている。¹⁷⁾ またロシア政府の厳しい弾圧については、「嗚呼誰カスノ如キノ压制暴戻ハ其ノ之レ

ニ相適スル所ノ反動ヲ生ズベシト云フコトヲ疑フモノアル耶¹⁸との主張が書き込まれた箇所もある。この連載記事は同年九月に『露国虚無党事情』（競錦堂）として刊行されたが、その時に付された末広鉄腸（『自由新聞』創刊時の社説執筆者の一人）の序文には、「政治家ニシテ公議輿論ニ背違シ社会自然ノ進歩ヲ妨害スルトキハ往々民心ノ激動ヲ致タシ為メニ一大破裂ヲ為スニ至ル」「若シ露国政事家ヲシテ公議ヲ貴ビ輿論ヲ重ンジ自由ノ政令ヲ布カシメタランニハ虚無党ハ決テ此国ニ興起セザルナリ」とある。

つまり訳者、あるいは『自由新聞』編集部が、この「魯国革命党」を通じて伝えようとしたのは、原作の強調点とともに、「公議輿論」に従うことを「社会自然ノ進歩」・流れとして、これに「違背」する「压制暴戾」は結局、「反動」として「民心ノ激動」「一大破裂」に直面するという主張でもあったと考えられるのである。

それでは、この「魯国革命党」から始まった「虚無党」言説は、この後、どのように展開していくのだろうか。

2. 「魯国革命党」後の「虚無党」言説

この後『自由新聞』では、一八八三年四月、すなわち高田事件直後までナロードニキを正面から扱った記事はみられず、「虚無党」についてはむしろ国内政策論の中で言及される。しかし「魯国虚無党」でみられた「虚無党」論、すなわち人民の急進化・激化の原因を平和的な手段を追求してきた「虚無党」でなく、民意という「自然」に逆らった専制政治に帰する見方^①¹⁹、また「魯国ノ志士」の、下層社会にわけいていく姿勢や自己犠牲の精神の強調^②は、以後の「虚無党」言説においても、繰り返し語られていくことになる。

まず前者^①に類する社説としては、馬場辰猪「内乱ノ害ハ革命家ノ過ニアラズ」（一八八二年七月二一・二二）

自由党と「虚無党」

日)や、「政党解散ノ風説」(同年七月二三日)、「過激ノ政党ハ専制政体ノ下ニ生ズ」(同年九月七日)などがあ
る。このうち、新たな言論弾圧(六月の集会条例改正)を批判する「政党解散ノ風説」は、「人民ノ既ニ政事思
想ヲ発達シタルコト今日ノ如クナルノ時ニ際シ政党ノ民間ニ勃興スルハ是レ自然ノ数」であり、「若シ強テ人為
ノ手段ヲ以テ之レニ压制ヲ加ヘ之レヲシテ興起スルヲ得ザラシムルトキハ益々其氣ヲ激成シ必ズ民間ニ無形ノ政
党ヲ組織スルノ勢ヲ馴致シ遂ニ各所ニ秘密政社ノ起ルヲ見ルニ至ラン」とした上で、「蓋シ魯国今日ノ状態ノ如
キ偏ニ斯ノ如キ事情ニ胚胎セシ者ニシテ取り以テ鑑トナスベキナリ」としている。また政党は、時には「各社互
ニ競争スルノ極遂ニ其挙動議論ノ過激ニ走ルノ弊ナキ能ハズ」、政党結成に努力しているのは「此弊害ヲ未発ニ
防制セント欲スレバナリ」と述べている。政党の激化を生み出すロシアの専制を「鑑」(反面教師)にせよとの
主張は、この時期の「虚無党」言説が、ロシアと日本の類似性を前提とした日本政府批判であることを示してお
り、また「虚無党」がそもそも平和を志向していたという言説が、ここではむしろ「過激」化抑止機能をもつも
のとして「政党」(つまり自由党)をとらえる主張²¹⁾と敷衍されていることがわかる。

なお一八八二年段階の『自由新聞』社説・論説には、①に類する議論が「虚無党」論以外にも数多く見られた²²⁾
背景にあったのは、六月の改正集会条例(結社の支社設置禁止、内務卿による集会)など言論統制の強化であり、
松岡備一氏が指摘する通り、こうした主張は「自由党が全国的政党としての組織をようやく整えた直後に、その
組織を破壊されたことに対する民権家の怒りを背景とした、政府への警告」²³⁾だったといえる。また当時、自由党
は『東京日日新聞』など政府系の新聞から「国体ヲ破壊スル賊名」を以て非難されており、これに対して総理・
板垣退助が四月「尊王論」を公にするという状況があった²⁴⁾。その直後、岐阜・中教院で起きた板垣遭難事件につ

いてはよく知られている。よって、本来「虚無党」や政党は平和的な手段を志向する組織で、むしろ秩序維持に役立つものだという見方は、右のような批判や攻撃から自由党を擁護する意味もあったと考えられる。

他方、②に連なる議論は、既に創刊号で「志士仁人」による「人民」の啓蒙活動を重要視する視点が表明されていたこと⁽²⁵⁾を除けば、特に九月以降にみられ、板垣が洋行前にその趣旨を口述した「自由党衆ニ告別ノ辞」(一八八二年九月二六日)、「学者論士ノ通弊ヲ論ズ」(同年一〇月三日)、山本隆徳「誰カ云フ下等賤民豈能ク何事ヲカ為シ得ント」(同年一〇月一五・二一・二二日)などの社説・論説が続いた。⁽²⁶⁾

例えば「自由党衆ニ告別ノ辞」は、「我党履ム所ノ者ハ天地ノ公道ナリ」とし、「公道」を履む者は広くその是非を世界に訴えるべきとした上で、「魯国改革党ノ如キハ世界ノ一隅ニ僻在シ其世ニ顕ハレザルヲ以テ乱民暴徒ノ汚名ヲ蒙リ是ニ於テ乎慷慨ノ志士ハ悲憤ノ情ニ堪エス或ハ故ラニ奇激ノ挙動ニ出テ以テ世界ノ視聽ヲ驚愕シテ世界ノ公評ニ係リ以テ審裁ヲ公道ニ訴ヘンコトヲ要メリト我党妄ニ自ラ魯国改革党ニ比スルニ非ズト雖トモ其是非ヲ世界ノ公評ニ訴フルノ一事ニ至テハ固ヨリ当ニ其然ルベキ所ナルヲ信ズル也」と述べている。ここでは「虚無党」を「魯国改革党」と称し、かれら「慷慨ノ志士」が「奇激ノ挙動」に訴えてでも自らの信ずるところを「公道」(公益に資する道、正義)として知らしめようとする姿勢には、自由党もまた倣うべきだとしている。もとよりこの主張は、自らの洋行に対する党内批判を念頭に、洋行を正当化するためになされたものであるが、少なくとも自由党・総理が、「妄ニ自ラ魯国改革党ニ比スルニ非ズ」という留保つきながらも、ナロードニキの姿勢を一定評価し、「自由党」もこれに倣うべきだとしている点には留意すべきだろう。

そして、この点は「学者論士ノ通弊ヲ論ズ」や山本隆徳の論説も同様である。前者はまず、「英国ノ改進黨党保

守党」を評価して日本の政党もこれに則らしめんとする風潮につき、「世ノ学士ハ果テ政党ニ創業ト守成ノ區別アルヲ知ルヤ否ヤ」と問う。つまり立憲政体樹立後の「守成」にとどまってよい段階と、樹立前の「創業」の段階の政党像は区別されるべきだといっているのである。その上で、この社説は「世ノ学士ニシテ果テ斯ノ區別アルヲ知ラバ其ノ政党ヲ論ズルガ如キモ必ズシモ英国ノ政党ヲ説カズシテ少ク魯国改革党ノ挙動ニ注目スル所有ラン」とし、「創業」期の政党として参照すべきは「魯国改革党」だとする。⁽²⁷⁾ それでは、自由党は「虚無党」から具体的に何を学ぶべきなのか。板垣とは異なる観点から、これに答えたのが山本の論説である。山本は、「有識有力ノ士」の役割も認めつつ、世の「一大改革」を成し遂げられるのは逆政に苦しんできた「下等賤民」であり、多数派を形成するためにも改革に際してはその支持を得る必要がある。よって「彼ノ露国ノ改革党ガ親シク鋤鋤取テ農夫ト伍ヲ為シ…(中略) 自ラ刻苦シテ一ニ下等賤民ト其情ヲ通シ親ヲ結バントスルノ状アルハ余輩大ニ目的トスル所ノ者アルコトヲ知ル」と主張するのだが、これは「虚無党」が「貧民社会ニ伍シ」て行つた啓蒙活動に自由党も倣うべきということだろう。⁽²⁸⁾

このように「虚無党」言説②は、「魯国改革党」の姿勢への共感、すなわち立憲政体の樹立をめざす「創業」期に、「乱民暴徒ノ汚名ヲ蒙リ」つつも「公道」「公益」のため「農夫ト伍ヲ為シ」、「奇激ノ挙動」をも辞さず尽力することで世界にその行動の正当性を訴えようとする、その姿への共感として語られ、「自由党」もこれに倣うべきという主張につながっている。ここには、「魯国改革党」を、類似の歴史段階・状況下にある党派とみなし、日本の「自由党」のモデルとしてとらえる視点がある。

それでは、この時期、ナロードニキはなぜこのような語られ方をしたのだろうか。一八八二年九月という時期

は、先にもふれた板垣の洋行問題に一定決着のついた時期であった。各地の有力自由党員が洋行問題につき協議のため上京し、直後に行われた各地有力党員・常備委員・常議員等の秘密会では「葛藤ノ生シタル為メ板垣ノ名譽幾分力毀損シタルヲ以テ之ヲ恢復スルノ意」もあり、遊説員派遣による各地の志士募集と中央主導の大衆蜂起計画が論じられる。²⁹⁾ また九月末には洋行反対派であった馬場・末広らが『自由新聞』を退社。この頃から『自由新聞』紙上では、右の党内状況、四月の岐阜・板垣遭難事件、六月の集会条例改正、八月会津若松で自由党員・田母野秀頭が帝政党員に襲撃された事件、さらには板垣洋行資金の出所をめぐる改進黨との対立などもふまえ、「自由党は創業の政党である、というキャンペーン」が始まっていた。³⁰⁾ 例えば、「慨世余言」（一八八二年九月二四・二六日）は、専制の下では世論も行われず平和的な更迭も行われないので「真ニ所謂ル政党ナル者ハ専制ノ政ヲ革メ輿論ノ治ヲ施スニ非ズンバ樹立ス可カラザルナリ」、よって「方今我邦適当ノ政党ハ守成ノ政党に非ズシテ創業ノ政党ニ在ル耳」とした。また、「我自由党諸君ニ告グ」（同年一〇月一日）、³¹⁾ 「世ノ志士ニ告グ」（同年一〇月二〇・二一日）や、一月から一〇回にわたり連載された「今日ノ形勢」³²⁾ は、幕末の尊攘志士と今日の「改正家」を比較し、今日の「改正家」が、「利害苦楽ノ末学」「利害ノ私見」ではなく、「節ヲ致スノ義」や「内外ノ難ヲ負担スルニ足ルノ気力」を発揮するための「道義」を身につけ、「実行ノ田地ニ活発運動」すべきだとしている。これらの主張、すなわち外遊をめぐる党内状況や集会条例などの言論弾圧、自由党への攻撃をふまえ、党内の気力引き締め・引き立てのためになされた「創業の政党」論や大衆蜂起構想——これらと先の「虚無党」言説②が、大衆への働きかけ、私利私欲でなく「道義」に基づく実践行動の強調などにおいて、共通点をもつのは明らかである。

以上のように、一八八二年段階の『自由新聞』における「虚無党」言説は、まず、ナロードニキヤや社会党・社会主義そのものを問題とする議論⁽³³⁾ではなく、日本の政府批判・自由党論として生みだされたこと⁽³⁴⁾、したがって、政府による言論弾圧の強化や他党派による自由党攻撃、さらには自由党内の対立など自由党をめぐる内外の状況や、それに伴う『自由新聞』の論調、自由党の運動戦略によって、「虚無党」言説もまた方向づけられてきたことがわかる。自由党が日本社会・政府をどのように評価し、また自由党員に何を求めるのが、「虚無党」をめぐる語りに表現されているのである。

そこで次章では、これらの点をふまえて、二系統の「虚無党」言説が、福島・喜多方事件を経た一八八三年以降、どのように変化していくのか確認していこう。

第二章 一八八三年以降の「虚無党」言説

これまで述べてきたように、一八八二年までの『自由新聞』における「虚無党」論は、まず、人民激化が、平和的な手段を追求してきた「虚無党」「魯国改革党」（ひいては自由党）ではなく、（立憲政体樹立に向かう）民意という「自然」をふまえ「私利私欲」に固執するロシア（日本）の専制政治によって引きされているとし、むしろ自由党は激化を抑止するものだとした⁽¹⁾。また一方、「魯国ノ志士」に対しては、専制政治のもと、立憲政体の樹立をめざして自ら下層社会に入り、人民を啓蒙・教育していく姿勢やその自己犠牲の精神へ共感が示され、同様に困難な状況にある自由党員もまた、「下等賤民」とともに日本で立憲政体の樹立をめざす「創業ノ政党」として、「私利私欲」を超えた「道義」「公道」を実現するために「気力」を奮い起こし、「実行ノ田地」

へ進むべきだとされたのである(2)⁽³⁵⁾。これまでの「虚無党」論は、「自然」・「公」を体现する立憲政体樹立の民意・輿論、自らを犠牲にしてこの民意・「公道」を実現しようとする「虚無党」と、これに対して既得権に拘泥し、自然・「公道」に逆らう「私」としての専制、という図式によって成立していたともいえる。

しかし一八八二年一月の板垣出国後、自由党中央は、党内急進派と官憲の対立を背景とした数々の激化事件に悩まされることになる。一月下旬には福島・喜多方事件、翌年三月に高田事件が起こると、四月の自由党定期大会では、これらに対する本部維持の方法、「実行者」「壮士」の養成などとともに、板垣洋行に端を発する「改進黨討撃」が確認され、偽党撲滅運動が名実ともに推進されていく。また六月に板垣が帰国すると解党論をたてに党の再建を主張。そのため一月の臨時大会では一〇万円募集運動の実施が決定されるが、結局これは行き詰まる。翌八四年三月の定期大会では、総理・板垣への権限集中で解党を回避するものの、五月以降、松方デフレを背景に激化事件が頻発すると、自由党中央は急進化への警戒を強めていく。そして資金募集運動も失敗し、党内急進化の阻止、「無形の精神的団結」⁽³⁶⁾が優先されるなか、自由党は、一〇月二十九日に解党するのである。

このように、福島・喜多方事件以降の自由党は、政府の言論弾圧や他党への対抗だけでなく、デフレのもとで激化していく党内急進派と官憲の対立にどう対処するかという問題に直面していたのであり、「壮士」の養成や偽党撲滅運動、解党発言・資金募集運動等を通じて急進派への妥協や党内の引き締め・一致をはかり、最終的には、党员結合を維持しつつ解党する道を選択することになったのである。

それでは、こうした状況下で、従来の「虚無党」言説は、どのように変化していくのだろうか。

1. 勤王論・官民調和論と「虚無党」言説の変化

一八八二年末以来、『自由新聞』紙上では、福島・喜多方事件や高田事件について苦しい主張が続くが、そのなかで「虚無党」論に見られた最初の変化は、尊王・勤王論と官民調和論への接近であった。例えば、一八八三年四月一三日の社説「切ニ国ヲ憂フルノ言」は、次のように述べる。五箇条の誓文や国会開設の詔勅では「上下ノ福ヲ成スニ聖慮ヲ用ヒラ」れたのであるから、「廟堂ナル百官」は、詔勅にある「経画ノ責」を果たすため、「言論集会ノ自由ヲ葆利シ可成国事ヲ公明ニシ」、人民を「立憲政体ノ境遇」に適應させ、「仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ事変ヲ煽シ国安ヲ害スル者ノ生出スルニ及ハントスルモ然カモ得テ其身ヲ容ル、ノ地ヲ得ルニ縁ナカラシメ」る必要があつた。しかし実際は、詔勅以降「国事政事ニ関スル罪人ノ夥タシク続出」しただけでなく、今や「主上ノ御写真」に不敬を働く者までいる。「今日ノ如キノ勢ヲ以テ過ゴシタランニハ或ハ頻ニ社会党ノ国内ニ生ジ或ハ盛ンニ虚無党ノ民間ニ起ルニ及ビテ終ニ永ク我が王室ノ不利ヲ醸スノ地ヲ成スニ至ランコト未ダ測リ知ルベカラズ」。そもそも「立憲公議ノ政ハ我が 皇上方即位ノ元年ヨリ期シ玉フ所」だが、これまで「皇上ノ大ニ宸襟ヲ悩マシ奉ルコトヲ致サル、モ畢竟スルニ吾儕ノ曾テ最モ切ニ国事ニ尽力シ立憲公議ノ政治ヲ關クガ為メニ碎励シタルコトノ足ラザリシニ職由スルノミト思ヘバ吾儕ハ殆ンド愧死セントスル也 世ノ憂国誠忠ノ士タル者果シテ吾儕ノ心ノ如クハアラザル耶」。

このように社説は、詔勅の文言を逆手にとりながら、天皇の意思である「上下ノ福」や「立憲公議ノ政」の準備が進まないために「罪人」が続出、ひいては「社会党」「虚無党」の如き「王室」に「不利」をもたらすような状況も生れているとし、その原因を、言論の自由を認めず情報公開もしない「廟堂ナル百官」とともに、「吾

「儕」に帰している。こうした論調は基本的に①の言説に属するものだが、その特徴は、立憲政体、上下・官民の調和に対する「皇上」の意思を前面にうちだした点である。もとより、官民調和の訴えや誓文・詔勅によって立憲政体の樹立を正当化する論法は、早くから民権派にみられたものだが、³⁹少なくともこれまでの「虚無党」論は、立憲政体樹立を志向する民意・輿論という「自然」・「公道」と、これに逆らう「私」・専制という図式に則っており、立憲政体や「虚無党」の正当性は、それらが民意という「自然」「公道」に基づくもの、それを実現するものであることによって担保されていたのである。しかしこの社説では、立憲政体を天皇の意思として正当化する主張の方を強く打ち出し、しかも、同様に天皇の意思たる官民調和よろしく、立憲政体の樹立が進まず「罪人」が続出、「王室」をも危うくする状況が生れている原因は、政府だけでなく自ら（自由党）にもあるという論理になっている。このように議論が尊王・官民調和論に傾斜してしまえば、皇帝暗殺まで決行した「虚無党」は、「王室」に「不利」を与え秩序を乱す存在に止まるほかない。

そして、こうした議論への傾斜は、福島・喜多方事件以来の全体の論調に沿ったものだった。⁴⁰一八八二年末から翌年五月の『自由新聞』紙上には、「勤王直解」上・下（一八八二年二月九・一〇日）、「人和ヲ先ニス可キヲ論ス」（同年二月一六・一九日）、「明治十六年二期スルノ辞」（一八八三年一月四日）、「福島事件ニ付上告ノ判決」（同年五月二七・二九日）など、勤皇論・官民調和論に類する社説が並ぶ。⁴¹こうした議論の背景には、「彼ノ東京日々新聞ノ記者ノ輩」が「我が自由改進黨ヲ誣テ其説ノ極端ニ走ルヤ或ハ将ニ王室ニ不利ナルコト有ラントスルガ如ク言做シ」ていること、⁴²また福島・喜多方事件が「同地方ノ官庁ト人民トノ間其情互ニ相通ゼザル」ために起きたといった見方があった。⁴³つまり勤王論・官民調和論への傾斜には、自由党が次々に「罪人」を輩出

するなか、まず自らの行動の原点である立憲政体の樹立を天皇の意思と結びつけることで、反対党の批判に対し、自由党の正当性を担保する意味があった。また立憲政体樹立という天皇の意思を履行する前に「罪人」が続出し、社会秩序が動揺する現状に対して勤王論に基づき官民調和を主張する（政府だけでなく自由党、ひいては急進派も責任をもたねばならないとする）ことで、政府批判を維持するとともに、現在の苦境をもたらした党内急進派の行動を牽制する意図があったと考えられる。

このように、この時期の勤王論・官民調和論は、いわば民意という「公」を「聖慮」という「公」におきかえることで、福島・喜多方事件以来、大きく揺らいでいた自由党の正当性を再編しようとしたともいえる。しかし前述したように、こうした論理に立てば、ロシア皇帝暗殺を志向する「虚無党」はむしろ批判の対象とならざるを得ないのであり、それは、従来の「虚無党」言説②と矛盾することになるだろう。実際、以後の「虚無党」論は、勤王論に基づき有司専制や虚無党の戦略（皇帝暗殺）を批判する論調、さらにはロシアと日本、「虚無党」と自由党を同列に論じること否定的な論調へと傾いていく。また、そのなかで「虚無党」は、皇帝暗殺を志向する恐るべき党派として、従来の「虚無党」像（共感の対象・モデル）と齟齬をきたすことになるのである。

例えば一八八三年四月二二日の社説「露国ノ情形」は、皇帝アレクサンドル三世の即位式が迫るなか、ロンドンの『毎週時報』Weekly Times 記事を論評するという形で、『自由新聞』が初めて正面からロシア政治を論じたものだが、その結論は次のようなものだった。「露国ノ人民ハ其ノ政治上ノ教育経験アルコト已ニ如此ク而シテ其ノ請願スル所々ノケ条ハ虚無党ノ如キ其尤モ過激ナル党派ヨリ出ルモ猶ホ前ノ八ヶ条ノ如ク其ノ妥当ナルコト殆ンド意外ニ出ル者アルニモ閑ラズ只其ノ専制専権ノ有司ガ自由制度ノ公ヲ恐レ立憲政体ノ正ヲ忌ムノ故ヲ以テ

露皇ノ聡明ヲ壅蔽シテ其ノ至安ノ路ニ就クコトヲ得ザラシメ脅迫ノ書、爆裂ノ葉、君臣ノ不幸ヲ成シテ悟ラズ」。この主張は、専制政治を激化の原因とする従来の主張を基本線としつつ、特に「有司」が「露皇ノ聡明ヲ壅蔽シテ」いることを問題としている。しかし実は、元の『毎週時報』記事は、ロシアの「压制」について、露国皇帝が「国人ノ心ニ合フタル自由制度ヲバ自己ノ利益ト相両立セザルガ如ク看做シテ常ニ代議政治ヲ憎悪スル所ロノ専権専制ノ群有司ノ擁スル所ロトナリタル」点にも原因があるとしており、皇帝の責任も認めていた。にもかかわらず「露国ノ情形」の社説子があえて「有司」にのみ責任を課したのは、既に『自由新聞』が勤王論に転じていたからにはかならない。

しかしロシア専制の原因を有司専制のみに求める主張は、その後の社説では必ずしも貫かれていない。「其ノ先君ヲシテ其ノ皇子皇孫ニ不慈ナルノ実ヲ致シ奉ラシムルノ政府ハ何クニ在ル乎」（一八八三年五月四・五日）、「露国皇帝ノ即位式」（同年五月三〇日）⁴⁵は、ロシア皇帝にも責任の一端があるとしている。そして、こうした皇帝責任論の残存は、結局、日本とロシアを同日に論ずることができないという議論と結びついていくことになった。それを示すのが三ヵ月後に掲載された社説「官民ノ調和」⁴⁶である。この社説は、「官民ノ間ノ互ニ相睽離スルハ国ノ福ニ非ラズ」として政府の言論弾圧を批判するが、他方で「我が今日ノ政府ハ決シテ昔日ノ仏国政府若クハ今日ノ露国政府ノ如キノ比ニアラズ：（中略）実ニ全ク其ノ種類ヲ別ニシ其ノ精神ヲ反シタル者」とし、むしろ「今日ノ政府ハ本ト改革ノ政府」であり、「今日我が政府ト民間志士トノ争ハ決シテ压制家ト改正家ト相責ムル者ニハ非ラズシテ寧口改正家ト相責ムル者ナリト謂ハザル可ラズ」としている。ここにおいて、「虚無党」言説にみられた、ロシアと日本を類似の政体とする観点は否定され、⁴⁷その有司専制批判も、実はロシ

アのような「圧制家」ではなく、「改正家」である日本政府が、同様に「改正家」たる「民間志士」（自由党）と「官民ノ調和」をはかるべきとの主張へ転化する。なお『自由新聞』上、日本政府もまた「改正家」であるという主張は既に三月にみられ、⁽⁴⁸⁾右の「虚無党」言説もまた、こうした論調の中で論じられたことがわかる。

いずれにしても、勤王論や官民調和論にたつのであれば、皇帝暗殺を志向する「虚無党」の運動もまた、自由党のそれとは切り離されていくことになる。実際、即位式直前の「欧羅巴ノ近状」（一八八三年五月二二日）は、「皇室ヲ天壤無窮ニ奉戴シテ以テ立ツベキノ国」であり「立憲政体ノ美ヲ成サント欲スル者モ亦タ惟実ニ此レガ為メ」である日本では、「露国虚無党」や欧州の「革命党派」のように「妄リニ革命ノ字ヲ言フノ罪ヲ未然ニ防ギ妄リニ無政ノ語ヲ唱フルノ害ヲ未萌ニ消スル」必要があるとしていた。また「欧洲ノ形情」（同年五月二四日）は、「虚無党」やヨーロッパの「社会党」「無政党」に関するニューヨークの新聞記事を転載したものが、最後にヨーロッパ各国が直面する「社会党ノ難」について「窃ニ懼ル、コト無キ能ハス」との論評を加えている。こうした「畏ル可キ」「虚無党」・社会党像は、⁽⁴⁹⁾デフレによる「地方ノ困窮」⁽⁵⁰⁾がさらに進む翌八四年にも引き継がれる。デフレ下で「借金党」「困民党」が族生、群馬事件（五月）・加波山事件（九月）が起り、自由党も解党に至るなか、「虚無党」は、「破壊主義ヲ奉ズル所ノ激変党」⁽⁵¹⁾、または「暴虐残忍」、「一世ヲ恐嚇シテ以テ社会ノ旧習ヲ破壊スルノ手段ニ便セントセシ所ノ者ヲ使用スルニ慣レシヨリ終ニハ至尊ノ魯国皇帝陛下ヲモ弑殺スルノ大逆ヲ敢テスルニ至リタル者」⁽⁵²⁾とされ、「神經錯乱セル衛生上ノ罪ニ坐スベキ」「加波山暴徒」や、「破壊党」と化す「恐ルベキ傾向」を有する「借金党」とともに語られることになるのである。⁽⁵³⁾ここにおいて「虚無党」と「自由党」は、ロシアと日本同様、共感で結ばれるのではなく「種類ヲ別ニ」したもの同士となる。

2. 持続する「虚無党」言説

それでは、こうした「虚無党」像が展開されるなか、専制政治に対し自らを犠牲にして民意・「公道」のあるところ（立憲政体）を実現しようとする、従来の「虚無党」イメージ②は消滅していくのだろうか―そうではなかった。一八八三年以降の勤王・官民調和論のもと、従来の「虚無党」像は、言及される機会こそ減少するが、それでも『自由新聞』で語られ続けたのである。

例えば、「理ト權トノ弁」（一八八三年三月一・一三日）は、「權」「力」「利害得失」よりも「理」「道德節義」に立つべきという立場から「今日露国ノ虚無党」について次のように述べる。「吾人ハ固ヨリ如此ノ党ノ我国ニ起ランコトヲ望ム者ニハ非ラズ又タ其ノ露皇ヲ弑シタルガ如キ吾人ハ固リ其ノ罪惡ヲ惡ム者ナリ然レトモ吾人ハ其ノ死ヲ決シ身ヲ殺ロシテ必ラズ其ノ改正ノ志ヲ達センコトヲ期スルノ迹ヲ觀レバ其ノ苦衷至誠ニ至テハ亦タ自ラ感動スルニ足ル者ナカラズ蓋シ其ノ頓連シテ相率テ死ニ就キ刑ニ処セラレ曾テ悔ザルノ情況ヲ察スレバ其ノ自ラ信ズルコトノ深且厚キハ自ラ掩フ可ラザル者アルナリ是レ苟モ權力ノ争ヲ事トスル者ノ之ヲ能クスル所ロナラン歟吾人ハ其ノ斯理ヲ信ズルノ厚キ始メテ能ク此ノ堅忍不拔アリト謂ハザルコトヲ得ズ」。この社説は、皇帝暗殺は「罪惡」という立場から「虚無党」が「我国ニ起ランコト」には否定的であり、またその末尾には、「權力」よりも「理」や道義を重視しなければ、「恐くハ我が帝国ヲ民権官権唯權力惟レ事トスルノ争ニ委スル者アラン」といった官民調和論に類する文言もみえる。したがって「虚無党」は共感の対象ではあるが、それは「虚無党」の「改正」目的や姿勢に限定されており、皇帝暗殺などの手段、自由党がこのような党になることについては明らかに否定されている⁵⁴。しかし他方でこの社説には、「理」・道義を信じることによって「身ヲ殺ロシ

テ」も「改正ノ志」を毅然と貫く「虚無党」の姿に対する「感動」・共感もまた示されており、少なくともこの点は、従来の「虚無党」像と変わらない。この時期の勤王・官民調和論の文脈に規定されながら、従来の「虚無党」像の語りを受け継いでいる点では、「共和政治ヲ論ズ」（同年七月一七・一八日）も同じである。⁽⁵⁵⁾

また「論虚無党復讐主義」（一八八四年一〇月一四・一五日）は、ロシア政府・「虚無党」の双方が互いに「復讐主義」をとっていることを批判するが、⁽⁵⁶⁾「虚無党豈始メヨリ復讐主義ヲ執リシナランヤ 彼レヲシテ此ニ至ラシメタルハ抑モ亦故アリト為スナリ」として、人民の知識を開発し社会改良を計るために「上等社会ノ義士烈女」が「賤地ニ下リテ」人民の教育に従事した第一期、著書演説によって抑圧され陋風固い人心に其主義を広めようとした第二期を経てきたことを紹介する。しかしロシア政府がこれに対して厳酷に処したため、「無告ノ虚無党」は「万止ムヲ得ザルノ手段」をとり、「復讐主義ト云フノ第三期ノ惨状ヲ露呈スルニ至レリ」。つまり「虚無党ノ復讐主義ハ魯政府始メ之ヲ激成スル所アリ」。こう述べた上で、社説子は次のように結論づける。ロシア政府は「今ニ於テ速カニ社会治乱ノ責任ヲ引キ虚無党ヲ憎悪セズシテ之レヲ慰撫シ他ノ欧州諸国ガ其民ヲ処スルノ自由手段ニ倣ハンコト」が必要である。また、それができれば、ロシア政府は社会に対して「惨状」ではなく「和光」をもたらすことができるだろう、と。このように同社説は、ロシア政府・「虚無党」の双方を「復讐主義」として批判しており、ロシア政府から歩み寄ることで「惨状」を回避し「和光」が達成されると主張する点では官民調和的なニュアンスを含んでいるが、基本的には、従来の「虚無党」論を踏襲した主張となっている。

なお一八八三年九月から一二月まで七五回にわたって連載された宮崎無柳の政治小説『憂世之涕淚』は、米・マサチューセッツ州の作家、エドワード・キング（一八四八—一八九六）の The Gentle Savage を訳出・翻案し

たものだが、物語の中では、ロシアの革命や「虚無党」の運動が重要な役割を果たしている。欧州の社会党・「虚無党」の発生原因を政府に帰する叙述があり、また各国からスイスに集まったロシア「虚無党」・アイルランド「護国党」・共産党の党员らに「生命財産を肥料として。邪悪社会の蕪田を耕やし。真理の幹に善良なる。花を開かせ実を結ばせ。億兆の生霊の。飢饉を早く救はんと。決心せし我が党が。」と語らせるなど、これまでの「虚無党」像に即した叙述がみられる。また一八八四年八月から九月の雑報欄には、「魯国虚無党秘聞録」として、ナロードニキの活動家、ステプニャーク『地下ロシア』Underground Russiaの翻訳が一五回にわたって掲載され、自由党解党後も、「傑士烈女魯国虚無党列伝」（全一〇回）が、その続きを載せた。⁽⁶⁰⁾「魯国虚無党秘聞録」の「原序」には「本書ハ義士其人に就キ事実を質正シ其口述する所をバ傍より之を筆記したる者」という一節や、激化の原因を専制政治に帰する叙述もあり、ここにも「虚無党」に対するこれまでの見方が明示されていた。⁽⁶¹⁾

以上のように、この時期の『自由新聞』には、勤王論や官民調和論の文脈に即しつつも、従来の「虚無党」言説を踏襲した社説・雑報・政治小説が、自由党解党後に至るまでみられた。⁽⁶²⁾社説・論説の数は減少したが、その他の記事が、これを埋め合わせる形となったのである。

それでは、新たな「虚無党」像が示される一方で、『自由新聞』はなぜこの時期に、これと齟齬するような従来の「虚無党」言説を繰り返したのだろうか。

その背景には、やはりまず、当時の『自由新聞』の基本的な論調があったと考えられる。前章でも述べたように、一八八二年の集会条例改正や板垣洋行問題を契機に『自由新聞』紙上では内外の問題に対する党内引き締め・引き立て策として「創業ノ政党」論が展開されていたが、こうした論調は一八八三年以降も続いていた。なぜな

ら、政府による言論弾圧の強化（四月新聞紙条例の改正、六月出版条例改正など）、偽党撲滅運動を通じた改進黨との軋轢、松方デフレを背景とした数々の激化事件にみられた急進派の動きをめくり、自由党の動揺はむしろ大きくなっていったからである。こうしたなか「創業ノ政党」論は、官民調和論などとも接点をもちながら、基本的には改進黨・三菱批判に即して展開していく。

例えば、社説「明治十六年二期スルノ辞」（一八八三年一月四日）は、新年冒頭から官民一致を主張。「官権党派」の存在や前年七月壬午事変以来の清国との関係をふまえ、「我国ハ今ヤ創業更始ノ運ニ方リテ内外ノ難ハ且夕ニ迫ルノ秋ナリ 我が国人ハ上下ハ一心トナリ朝野ハ一体トナリテ謀ヲ協ヘ力ヲ戮メ以テ之ヲ行フモ猶ホ或ハ其ノ不可ナランコトヲ懼」れるとした。⁽⁶³⁾このように「創業更始」の時代にこそ官民一致が必要だとされる一方、この年六月には代表的な「創業ノ政党」論が登場する。

その一つ、植木枝盛の新富座における演説「国家創業家ノ性格ヲ論ズ」（一八八三年六月一五・一六日）は、まず、国会未開設、憲法は制定されず、「大臣責任ノ制」「人民権利ノ法」も未だ立たない今日は「立憲政体ヨリ之レヲ云フ断シテ創業ノ時也」とする。⁽⁶⁴⁾にもかかわらず「国人幾ンド進取ノ氣象ニ乏シク勇性ノ精神ニ薄ク、悉ク専制ノ政治ニ訓致シテ懶惰倚頼惟レ事トスルノ心ヲ養ヒ、頗ル愛国ノ情ニ虧ケ忠君ノ道ニ暗キ者、是レ一般ノ通観也」。だからこそ「即今ノ改革家タルハ真ノ志士仁人ナラザル可カラズ」、また「固ヨリ国家ノ財政ヲ病マシメ四海ノ兆民ヲ苦マシメテ独り私積ヲ其ノ間ニ鉅ニスル者ノ与ルベキニアラズ」。このように、立憲政体創出の時代にも関わらず「進取ノ氣象ニ乏」しく「愛国ノ情」を欠き「忠君ノ道」にも暗い「国人」⁽⁶⁵⁾を指導・啓蒙するには「真ノ志士仁人」が必要であり、それは国全体が窮しているなか「私積ヲ其ノ間ニ鉅ニスル者」であっては

ならないという主張は、立憲政体樹立のために、私利を追求することなく「道義」を身につけ「実行」にふみだす「氣力」をもつべしとした、これまでの「創業ノ政党」論に即した議論である。ただし、ここには「私積ヲ其ノ間ニ鉅ニスル者」「忠君ノ道」など、三菱・改進黨批判や勤王論を暗示する文言もみえる。特に三菱・改進黨批判は、一八八二年九月から八三年一〇月頃まで『自由新聞』で大々的に展開されており、「創業ノ政党」論は、立憲政体樹立や人民の幸福という公益を担うべき「真」の政党、「君子」「改革家」としての自由党と、三菱と結びつき私利を追求する「偽党」「小人」としての改進黨を対比する文脈の中で、語られていたのである。⁽⁶⁶⁾

それでは、そもそも「創業ノ政党」は、なぜ「道義」を身につけねばならないのか。この点については、「朝野新聞記者ニ答フ」（一八八三年七月四―七日）が、次のように説明している。「真成ニ社会ノ改良ヲ謀リ立憲政ヲ立テント欲スレバ只先ヅ自ラ天下ノ公ヲ行ヒ天下ノ正ヲ履ミ赤心君ヲ愛シ精誠国ヲ愛シテ以テ上下朝野ノ間ヲ感動スルニ非ラザレバ逆モ区々タル智計術数ニ因テ以テ済スコトヲ得ベキニ非ラズ」。本来「国ノ因テ興リ而シテ盛ナルコトヲ得ル者ハ其ノ国人ノ元氣ノ存スルニ由ル」のであり、この「元氣ナル者」は「正以テ之ヲ養ヒ義以テ之ヲ操ルニ非ラザレバ決シテ一日モ存在スルコトヲ得ル者ニ非ラズ」と。つまり、立憲政体という「天下ノ公」を創出せんとする「改革家」「志士仁人」が「正」や「義」に即して行動しなければならぬのは、そうすることによって「上下朝野ノ間ヲ感動」させるためであり、またそれによってこそ、国家の担い手たる人々を「元氣ナル者」として養成し、立憲政体樹立へと方向づけることができるというのである。なお、先の植木の演説は、従来の「創業ノ政党」論をさらに具体化し、「改革家タルヲ自任セン者」「志士仁人」に必要なこととして、「進取ノ氣象」のほか、「必ずヤ貧民ト伍ヲ同フスルノ志ナカルベカラズ」、「貧苦ヲ常トシ艱難ヲ友トスルノ

操ナカルベカラズ」、「食罄キヲ沙ヲ嚼ムノ節ナカルベカラズ」としていたが、これは、広く人々を「感動」させ、「元氣ナル者」として養成していくための運動論でもある。「改革家」は「志士仁人」として、自ら「貧民」と「貧苦」を共にし、「正」「義」に基づく実践を自ら行つてみせることで、上下を問わぬ広範な人々と「伍ヲ同フ」して、立憲政体を樹立することができるのである。

こうした「創業の政党」論は翌年も紙上に掲載され、「自由主義」は「人生ノ大議(ママ)ニシテ天地ノ公道タリ」、「人ニシテ斯大義ニ拠リス公道ヲ履ムニ於テハ固ヨリ身命財産ヲモ顧ミザル所ニシテ区々小節ニ拘リ私事ヲ問フニ違アラザル也」「今ヤ我党創業ノ難ニ当リ実ニ其ノ任重クシテ道遠キヲ知ル」といった主張が展開された。⁽⁶⁷⁾ そもそも「志士仁人」については『論語』に「子曰志士仁人ハ無シシニ求テ生ヲ以テ害スルコトレ仁ヲ、有リニ殺シテ身ヲ以テ成スコトレ仁ヲ」⁽⁶⁸⁾とあるように、身を殺しても「仁」を為すことが想定されていたのであり、「身命財産ヲモ顧ミザル」ことを求められるのも当然であった。

そして、以上のような「創業の政党」論が、従来の「虚無党」言説と同じ文脈にあることは明らかだろう。『自由新聞』が勤王・官民調和論に制約されつつ、一八八三年以降も従来のように、「理」・道義を掲げ「身ヲ殺ロシテ」も「改正ノ志」を貫く「義士烈女」として「虚無党」を語り、そして、この姿に感動や共感を示したのは、この時期の「虚無党」言説が、「創業ノ政党」論の一環としてなされたからにはかならないのである。

お わり に

以上のように本稿では、『自由新聞』でロシア・ナロードニキ、「虚無党」がどのように語られていたのか、ま

たそれが同時期『自由新聞』の基本的な論調、ひいては自由党の党内・党外戦略とどのように関わっていたのか、明らかにしてきた。

「魯国革命党」にはじまる一八八二年段階の「虚無党」言説では二つの見方——すなわち人民の急進化・激化の原因は、平和的手段を追求してきた「虚無党」ではなく、立憲政体樹立に向かう民意という「自然」に逆らい「私利私欲」に固執する専制政治にこそあるとする見方と、身分・富を捨てて下層社会で啓蒙・教育に従事し、ある時には命をかけて要人暗殺にまでふみこむ「虚無党」の姿勢、自己犠牲に対する共感——が示された。また「虚無党」言説は、集会条例の改正や板垣外遊をめぐる党内対立、他党からの批判、物理的な攻撃に対する党内引き締め策として紙上で展開されていた「創業の政党」キャンペーンと多くの共通点をもっており、その中に位置づけられるものであった。「虚無党」論が国内政策論の中で語られていたことからわかるように、『自由新聞』の「虚無党」言説は、「虚無党」についての理解を深めるといっても、むしろロシア政府や「虚無党」に仮託して、日本政府批判を語るためのものだった。そして、こうした「語り」を通じて、激化を抑止するものとしての自由党、一身・「私」を犠牲にして、「下等賤民」とともに日本で立憲政体樹立の行動へとふみだす「気力」をもった、「創業ノ政党」としての自由党像が暗示されていたのである。

ただし「虚無党」をめぐるこうした「語り」は、一八八三年以降、福島・喜多方事件をはじめとする激化事件から党を擁護し、急進派をけん制するために勤王・官民調和論が紙上で展開されると、これらと接点をもつていくことになる。立憲政体樹立の根柢を民意でなく天皇の意思におく勤王論、立憲政体樹立の停滞や「罪人」続出（激化）の原因が政府だけでなく自由党にもあるとした官民調和論のもとでは、民意を掲げて皇帝暗殺をも辞さ

ない「虚無党」の正当性はゆらいでいく。そのなかで「虚無党」論は、勤王論に基づく有司専制批判や虚無党の戦略（皇帝暗殺）批判へと転化。また政府と自由党が同じ「改正家」とされる一方、ロシアと日本、「虚無党」と自由党を同列にみなすことは回避され、「虚無党」はむしろ、皇帝暗殺を志向する恐るべき党派、「破壊主義ヲ奉ズル所ノ激変党」として、加波山事件や「借金党」と並び称されることになる。

しかし、その一方で、言論弾圧・偽党撲滅運動、激化事件の頻発は、身を殺して仁を成すまでの「創業の政党」論をもたらし、そのなかで一八八二年段階の、モデルとしての「虚無党」言説は、八三年以降も引き継がれることになる。このように、急進派の動向に伴う勤王・官民調和の強化によって「虚無党」言説は否定的なものへと変化していくものの、結局、「虚無党」に対する共感は、自由党解党後まで一貫して『自由新聞』紙上に見られたのである。

そして「虚無党」言説が、『自由新聞』の論調や自由党の運動戦略によって方向づけられていたとすれば、立憲政体樹立のためには身を犠牲にすることも厭わない「虚無党」の姿勢が自由党の機関紙で一貫して賞揚された事実は、逆に、自由党中央が最後の最後まで党内急進派の心性を否定することはできなかったこと、むしろその行動に一定の正当性と行動モデルを与えた続けたことを示している。

というのも、『自由新聞』で一貫して語られた「虚無党」言説は、まさに激化事件の参加者が警察・法廷で語った動機に通ずるものだったからである。

檄文の秘密出版と挙兵を計画して発覚した飯田事件（一八八四年二月）の首謀者・村松愛蔵は、長野重罪裁判所の公判で、「初ハ温和主義ヲ以テ其目的ヲ達セントシタルモ未タ其志ヲ達スルヲ得ス」、秘密出版・挙兵など

の計画に踏み切った理由を聞かれ、次のように答えている。「元来政府ナル者ハ何故ニ立ルヲ必要トスルカト云ハ、人民ニ於テ尤モ貴フ所ノ⁽⁶⁹⁾ 姓名、自由、財産ノ三者ヲ保護セラレント希望スルニアルナリ…(中略)然ルヲ如何ナル次第ニテ政府ハ却ツテ人民ノ自由ヲ束縛シ財産ヲ浪費シ剩ヘ⁽⁷⁰⁾ 姓名ヲマテ拳ケテ蹂躪セントスルニ至ル是レ政府ヲ改良スルノ時機到来シタルモノニテ斯、ル場合ニハ法律ハ法律ニアラス政府ハ政府ニアラサルナリ然レハ則チ自分等何ノ罪カ之レアラシテ罪トナルヘキモノニアラサルナリ…(中略) 止ムヲ得サルノ場合ニ至ラハ起テ政府ヲ斃サントスルハ独り自分等ノミナラス」、「其罪ナルモノヲ問ハ、取りモ直サス専制官吏カ国家ヲ害スルコトヲ云フモノナルベシ」。また法廷で被告の訊問調書が朗読された際、「我々ハ先ツ起テ天下ノ表トナリ身ヲ犠牲ニ供シテ革命ノ氣運ヲ喚起セハ我々分既ニ足ルニ非スヤ」との一節にさしかかると、場内には「ヒヤ、ヒヤ」と言う者があつたといふ⁽⁶⁹⁾。もとより、村松が専制政治に対する問題意識を強めたきっかけは、東京外国語学校でのロシア学の履修であり、激文の秘密出版は「露国ノ虚無党日耳曼ノ社会党」からヒントを得たといふ⁽⁷⁰⁾。このように、激化事件の論理と「虚無党」言説は、密接な関わりをもっているのだが、その「激化の思想」と「虚無党」言説との関わりについては、稿を改めて論じたい。

註

(1) ナロードニキとは、狭義には、一八七六年に結成された革命結社「土地と自由」のメンバーが自らの立場「民衆の中へ」を表した言葉であるが、本稿では、マルクス主義への傾倒以前、一八六〇年代から八〇年代ロシアの社会改革運動(テロリズムの容認を含む)や思想、その担い手を指す語句として用いる。

(2) nihilist という語は、ショーペンハウアーから思想的影響を受けていたロシアの作家・ツルゲーネフが、『父と子』

自由党と「虚無党」

一一九

(一八六二年『ロシア報知』英語版に発表)の主人公で、神や既成の権威に否定的なバザロフをそう呼んだことから広がり、やがて同時代のロシアで反体制運動を担う人々を指す蔑称となる。また英語経由で日本に伝わると「虚無党」と訳され、民権派の間では、特にロシア・ナロードニキを指す言葉として通用した(『世界文学大事典』第五巻、集英社・一九九七年、五九五―五九六頁など)。

(3) 民権派の「社会党」「虚無党」認識に関する論考には、分析対象を民権派の新聞・雑誌の論説とするものと、これら新聞に掲載された政治小説を対象とするものに分かれる。前者については、以下本文で紹介するもの以外に、加田哲二『明治初期社会思想の研究』(春秋社・一九三三年)、林茂「自由民権論の社会的限界―その社会党論に関する一考察」(『国家学会雑誌』五三巻八号・一九三九年八月、のちに明治史料研究連絡会編『自由民権運動』御茶の水書房・一九五六年に収録)、長江弘晃「明治十二年における社会主義論争をめぐって」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第八集・一九七七年)、同「明治十二年における社会主義批判―財産共有論をめぐって」(前同第九集・一九七八年)がある。後者については、『政治小説研究 上』(春秋社・一九六七年)をはじめとする柳田泉の論稿が、民権期の政治小説全般の歴史的背景や系譜を紹介している。また越智治雄「地底の夢柳―虚無党のイメージ」(同『近代文学成立期の研究』岩波書店・一九八四年)、飛鳥井雅道「宮崎夢柳の幻想―政治小説と近代文学―再論」(同編『国民文化の形成』筑摩書房・一九八四年)のほか、『宮崎夢柳論』(マナハウス・二〇〇四年)、『政治小説の形成―始まりの近代とその表現思想』(世織書房・二〇一〇年)など西田谷洋の一連の政治小説分析、齧島巨「ロシア虚無党文学の系譜―宮崎夢柳『虚無党美伝記 鬼啾啾』への道程」(『文学史を読みかえる・論集』二号・二〇一四年八月)などの「虚無党」小説研究は、民権期政治小説の位置づけや読み方、事実と報道・物語の関係について示唆的だが、齧島の論稿以外、その重点は文学作品としての分析にある。

他方、ナロードニキの運動と民権派・激化事件参加者の言動の関係に言及した論考としては、田坂昂「ナロードニキと明治日本―『三月一日』ツァーリ暗殺と加波山事件」(『現代の眼』一六巻五号・一九七五年五月)、和田春樹「自由民権運動とナロードニキ」(『歴史公論』通巻第二号・一九七六年一月)、渡辺雅司「ナロードニキと日本(二)

―メーチニコフの東洋文明観における日本の位置―(日本ロシア文学会『ロシア語ロシア文学研究』一二号・一九八〇年一〇月)・「ナロードニキと自由民権運動」(社会思想史学会年報『社会思想史研究』五号・一九八一年九月)・「東京外国語学校魯語科とナロードニキ精神―小島倉太郎の講義録をもとに」(『ロシア語ロシア文学研究』一五号・一九八三年九月)などがある。和田の論稿は新聞の論説にも一定ふれた論考であり、渡辺は、東京外国語学校でのロシア語講義などを通じた、ナロードニキの教師と飯田事件の首謀者・村松愛蔵を含む日本学生との接点を明らかにしている。

(4) 京都大学経済資料協議会『経済資料研究』七・八・一〇号(一九七四年五・一二月、一九七六年三月)。

(5) 名古屋大学経済学会『経済科学』三四巻四号(一九八七年三月)。芝原は「対外観とナシヨナリズム」(芝原拓自ほか編『対外観』岩波書店・一九八八年)でも、同様の議論を展開している。

(6) なお芝原「民権派の社会党・虚無党論」は、『朝野新聞』に掲載された画期的な「社会党」論、城多虎雄「論欧州社会党」(一九八二年六月二三・二四・二七日、七月一・六・一一・一五・一六・二三・二六日、八月二日)について高く評価したうえで、これまで「この大論説への関説とその位置付けがほとんどなされていないのは、理解に苦しむところである」としている。しかし、この「論『欧州社会党』」は既に、佐々木「日本の初期社会主義(一)」によって詳細に紹介され、位置づけられていた。

(7) 一八八二年五月長崎県高原で樽井藤吉らが結成した政党。「道徳」に重きをおき、「親愛」「自他平等」「社会公衆の最大福利」「旧来の弊習を矯正し貧富の世襲を破壊する」ことを掲げて「奉ずる所の君主は一の道義のみ」などとした。六月に結社禁止を命ぜられたが、少なくとも翌年一月まで活動を続けた(『自由新聞』一八八二年七月六日、八月三・四日、田中惣五郎『東洋社会党考』一元社・一九三〇年)。

(8) 松尾章一編『自由燈の研究―帝國議會開設前夜の民権派新聞』(日本経済評論社・一九九一年)。

(9) ユニテ・一九九二年、一一―一一五・一二六―一三四・二三二―三三二頁。

(10) 『日本史広辞典』(山川出版社・一九九七年)、一一九七頁。

自由党と「虚無党」

三一

- (11) 本稿では、『復刻 自由新聞』第一〜五巻(三一書房・一九七二年)を用い、未復刻分は町田市立自由民権資料館所蔵コピーで補った。『自由新聞』の発行期間については、同第五巻所収の林茂「解題」を参照。なお『自由新聞』など史料の引用にあたっては、基本的に異体字・旧漢字を現代仮名遣い・新漢字に直した。
- (12) 以下、ナロードニキ運動に関する叙述については、和田春樹『ロシア史』(山川出版社・二〇〇二年)二二〇―二四六頁などを参照した。
- (13) 『自由新聞』一八八二年七月四―九・一―一五日。以下、『自由新聞』記事については、日付のみ記載する。
- (14) 安東久治郎編『露国虚無党之由来』(一八八二年九月・東雲館)は、クロポトキンの同論文を抄録した『ペルメル新聞』Pall Mall Gazetteの記事を翻訳したのだが(前掲の葩島巨「ロシア虚無党文学の系譜」一一五頁)、こゝでFortnightly Reviewは『隔週雑誌』と訳されているので、本稿でもこれを踏襲した。
- (15) 西河通徹は宇和島出身の新聞記者・民権家である(宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』みすず書房・一九八五年、一八〇―一八一頁)。西河通徹『鬼城自叙伝』(一九一九年執筆で一九三一年西川謙吉が刊行、一九九三年・大空社が復刻)によれば、西河は馬場辰猪の命によりこの翻訳を行い、連載は「時機に投じて、頗る好評を博した」という(復刻版三八頁)。
- (16) 原文は、『The Fortnightly Review. New Series, Vol. 31, London: Chapman and Hall.』所収のものを参照した。
- (17) 一八八二年七月七日。
- (18) 一八八二年七月九日。
- (19) 従来の研究によって明らかにされてきたように(「はじめに」参照)、こうした見方は、すでに一八七八年以降の「社会党」「虚無党」認識において、継続してみられたものだった。
- (20) 「過激ノ政党ハ専制政体ノ下ニ生ズ」も、「虚無党モ最始ニ於テハ」、立憲政体、普通選挙による国会、地方自治や「理財法ノ改革」などの主義をもち、「之レヲ実行スルニハ平和穏当ノ手段ヲ以テセンコトヲ期スル一箇ノ改進黨」であり「今日ノ我カ国ノ自由改進黨ノ保有スル目的手段ト殆ンド相去ル太ダ遠カラザリシナリ」としている。

(21) 「無題（板垣退助席上演説稿）」（一八八二年八月二〇日）も、「吾党」は「夙ニ世運ノ変遷ニ鑑ミ公議ノ政ヲ布キ政党ノ制ヲ立テ而シテ君ヲ泰山ノ安キニ置キ國ヲ文明ノ治ニ進メ忠君愛國ノ実ヲ挙ゲ以テ革命反乱ノ禍ヲ防ント欲スル者」とし、類似の政党観を示している。

(22) 前掲の松岡健一『自由新聞』を読むは、この時期の社説を検討した結果、当時の『自由新聞』の論調について、「压制」→「人民ハ已ムヲ得ズ腕力手段ニ訴」えるという図式は「自由民権運動の全期間をとおしてみられる図式」だが『自由新聞』紙上、この時期ほどこの図式が強調されたことはない」としている（三二―三三頁）。

(23) 松岡『自由新聞』を読む』三三三頁。

(24) 『自由党史』中巻（岩波文庫・一九五八年）一一五―一九頁。また帝政党の福地源一郎は、一八八二年三月二一日新富座での演説「政党ノ区別ヲ論ズ」で、改進黨・大隈重信の言として「政府ト言ヘバ善悪ヲ弁ヘズ郡吏巡査モ攻撃セント欲シ民権ト云ヘバ政府ニ抗スレバ得ラルベキ者ト思ヘリ其最モ甚シキ者ハ自由党ノ類ナリ斯ノ如ニシテ放棄シ置カバ果シテ社会ヲ破壊スルニ至ラン」を紹介、「自由党ノ末流ヲ汲ム輩ニハ実ニ君ノ申サレタルガ如キ過激ノ弊アリト雖トモ其過激ハ自由党ノ本志ニアラズ」と評している（『東京日日新聞』一八八二年三月三二・三四日）。

(25) 一八八二年六月二五日付創刊号「自由新聞発行ノ旨意」は、「二千年來人民卑屈ノ沈痾ヲ拔去リテ以テ活発自由ノ域ニ躋ラシメント欲スルトキハ其レ將タ何ノ術有哉道拳テ講究シ言論ヲ亢張シテ之レガ智見□開拓スルヨリ急ナルハ莫シ」「志士仁人タル者身ヲ奮ヒ節ヲ撻ンテ國家ノ為ニ計画スル有ラン□欲スルトキハ宜ク先ツ理論ヲ亢張シテ以テ人民ノ智見ヲ開拓ス可シ夫レ然後文芸ノ美功業ノ富得テ興ス可キナリ」としていた。

(26) このほか「政党ノ論」（一八八二年七月一日）が、「吾等ノ深ク疾悪スル所ハ帝政党ニ非ズ共和党ニ非ズ漸進黨ニ非ズ急進黨ニ非ズ 其他社会党ナリ虚無党ナリ皆必ズシモ疾悪スル所に非ズ 吾等ノ尤モ疾悪スル所ノ者ハ題号ヲ此數目ニ仮リテ以テ己レノ私欲ヲ逞クスルコトヲ求ムル者ヨリ甚キハ無シ」としている。

(27) なお同様の英国評価としては、「英仏革命論」（一八八二年九月二八日、一〇月六・七・一〇―一二・一四・一五・一八・一九・二二日）がある。この社説では、仏国民衆が急進で英国人民は漸進の傾向があるというのとは間違いない。

自由党と「虚無党」

三三三

り、英では仏ほどの社会的事情がなかったにもかかわらずチャールズ二世を殺しジェームス二世を廃した、英国の「革命」を穩健として、今それに倣わんとするようでは専制を長久せしめるだけで、「欧州革命党が毅魂英魂ハ豈ニ能ク地下ニ瞑センヤ」と論じている。

- (28) なお山本には「政治改革ノ際人民ノ注意ス可キ要点ヲ論ズ」(一八八二年一〇月八・一〇日)、「政事家ノ徳義ヲ論ズ」(同年一月二・三・五日)もあり、これらの論説では、「誰カ云フ下等賤民豈能ク何事ヲカ為シエント」に對して、専制を生み出す責任は人民にもあること、一方、天下の事業に取り組む政治家にも社会の幸福を増進せんと國事に従事する「義氣」「節義」が必要だとした。

このほか下層社会の問題にふれた論説については、註(33)を参照。また、宮崎無柳が『自由新聞』で連載していた政治小説『自由乃凱歌』第八回(一八八二年八月二〇日)にも、主人公ビロウに対するギルベルトの手紙に、農夫ビロウが「勞力社会の父母」として「卒先者」となり、政府の抑圧を破り自由を伸ばし権利を張るべきという一節がある(この点については前掲柳田泉『政治小説研究 上』、一四〇—一四一頁を参照)。

- (29) 「自由党近來ノ内狀」(国会図書館憲政資料室所蔵「三島通庸文書」四九六—八)、江村榮一「自由党史研究のために—『自由党本部報道書』の紹介をかねて」(『神奈川県史』各論編1、神奈川県・一九八三年)。

- (30) 集会条例改正や洋行問題を背景に行われた創業の政党キャンペーン、具体的な社説の論調については、松岡前掲書六八—七四頁に詳しい。

- (31) 松岡氏はこの社説の執筆者を中江兆民としている(松岡前掲書七二頁)。

- (32) 一八八二年一月一七・一八・二一・二二・二五・二六・三〇日、二月一—三日。

- (33) 松尾貞子「『自由燈』の貧民論」(前掲)が指摘している通り、「勞役社会」・労働組合や社会党そのものへの関心に基づく論説としては、馬場辰猪「本論」第一四—一六(一八八二年八月八—一〇・一六・一八日)、「外報」欄に掲載された「英國內政府併ニ外交事情」(同年七月二二・二三・二八・三〇、八月四—六・八—一三・一五・一六、松尾によれば馬場辰猪の執筆)があるが、これ以降は見られない。

(34) 立憲政体樹立・国会開設に関する議論のなかでロシアと日本を比較する論調は、すでに一八七七年民撰議院論書にみられる(『自由党史』上巻、岩波文庫・一九五七年、九八・一〇四頁)。

(35) なお、この時期『自由新聞』に掲載された政治小説は、①②両方に関わる語りであり、仏革命を題材とした櫻田百衛『西洋血潮小暴風』(一八八二年六月二十五日から一月一六日まで断続的に連載、未完)、宮崎無柳『自由乃凱歌』(一八八二年八月二日から八三年二月八日まで断続的に連載、未完)がある。また宮崎夢柳は同時に、ヴェーラ・ザスリーチ事件を扱った「冤枉之鞭笞」を、『絵入自由新聞』一八八二年九月一日から一〇月二八日まで断続的に連載している。

(36) 『自由党史』下巻(岩波文庫・一九五八年)七五頁。

(37) 例えば福島・喜多方事件については、「不幸ニシテ果シテ過テ其罪ヲ犯スコト有ラバ吾輩ハ固ヨリ其ノ国家ノ大法ニ因テ之ヲ罰セラル、コトヲ云々スルコトヲバ為サズ」(一八八三年二月二七日「高等法院福島県下囚人ノ為メニ開カル」)、高田事件については「自由党员ノ多キ中ニハ偶々自由政治ノ何事タルヲモ識得セズシテ因テ方向ヲ誤ル者アラシヤ否ヲ弁ズルニハ違アラズ」(同年四月二日「高田ノ事」)など。

(38) 「仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ事変ヲ煽シ国安ヲ害スル者」も、国会開設の詔勅の末尾「仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ事変ヲ煽シ国安ヲ害スル者アラハ処スルニ国典ヲ以テスヘシ」をうけた記述。

(39) 一八七四年一月愛国公党「民撰議院設立建白書」に「上下親近」「君臣相愛」がうたわれ、一八七七年六月に提出された「立志社建白書」、八〇年四月国会期成同盟による「国会ヲ開設スル允可ヲ上願スル書」にも、「陛下勅旨」「陛下の心」により国会開設を正当化する主張がみられる。

(40) 『自由新聞』の「勤王論」「官民調和論」については、松岡前掲書八五―八九・一三三―一三四・一四七―一五一頁を参照。

(41) そのほか一八八二年末では「社会ニ処スルノ務」(一八八二年二月一三・一五頁)、一八八三年初には「党员ノ不幸ヲ哀ム」(二月一七日)、「国事犯ノ沿革」(二月二八日)、「压制ノ弁」(三月一―三日)、「時勢ノ真相ヲ認メヨ」

自由党と「虚無党」

三五

(三月一六日)、「其ノ云フ所ロラの切ニセヨ」(三月一八日)など。ただし「黨員ノ不幸ヲ哀ム」「国事犯ノ沿革」は、福島・喜多方事件の被告を他の罪と同列に語るべきではないとし、公平な審理を求めるがゆえの官民調和論で、事件被告を一定擁護する主張でもある。

(42) 「勤王直解」上(一八八二年二月九日)。

(43) 「福島事件ニ付上告ノ判決」(一八八三年五月二七日)。

(44) 五月二七日の即位式前後、『自由新聞』の外報欄や「ルートル電報」欄には、関連記事が多数掲載された。

(45) なお同時期の「虚無党ノ近状」(一八八三年五月三一日)は、従来の「虚無党」論①と同様の主張である。

(46) 一八八三年八月二八・三〇日、九月四・九・一一日。なお、この社説の結論は結局、対外関係に注目することで、官民一致をはかるべきという点にあった。

(47) 五月の段階では、ロシアの専制と日本の政治が近いということを暗示する社説「印刷器ヲ畏ル、ハ何者ゾ」(一八八三年五月二日)、「公然ノ会社止ムトキハ秘密ノ会社起ルコトハナキ乎」(同年五月三日)が掲載されていた。

(48) 「虚無党」論以外であれば、こうした主張は既に、「压制ノ弁」(三月一三日)、「其ノ云フ所ロラの切ニセヨ」(三月一八日)、「時勢ノ真相ヲ認メヨ」(三月一六日)などにもみられる。ただし「压制ノ弁」はむしろ政府批判をはらんだ「改正家」論で、二重の読み方(文字通りの官民調和論か、ほめ殺しの政府批判か)が可能である。このように一口に官民調和論や勤王論といっても、読みの力点をどこにおくのか(文字通りの評価か、皮肉かなど)で、受け取る意味内容が変わってくるのである。『自由新聞』の社説もまた政治小説同様、そうした点を念頭においた読みが必要になってくる。論説「露西亜ノ著書新聞紙(時事新報社ヘノ倫敦通信ニ係ル)」(一八八四年二月九・一〇日)も、ロシアにおける言論・出版弾圧の経緯と、それをかいくぐる「記者ト読者ノ間」の「以心伝心ノ術」に言及している。なお政治小説における伏字・政治的表現の間接化と「読者の二重化」については、前掲の西田谷洋『政治小説の形成』一四二―一四四頁を参照した。

(49) 例えば社説「暗殺」(一八八四年四月一日)は、「虚無党ガ露皇ヲ弑シ借地党ガ愛爾蘭太守ヲ殺シタル」などの暗

殺の事例に対し、「暗殺闇打ハ豈ニ其ノ悪ム可ク畏ル可キノミナラズ亦タ自ラ其志ヲ賊スル者ト謂フベシ」と批判している。また同日の外報「虚無党再燃」も、ペテルブルグの「虚無党」について「一旦衰弛せし模様ありし虚無党も目下再燃の勢を現ハせしこと怖ろしけれ」としている。

(50) 一八八三年三月二五・二七日の社説タイトル。松方デフレ下の金融閉塞・米価下落・地価下落による、地方の困窮・疲弊状況を指す。

(51) 「ダイナマイト」(一八八四年一〇月二四日)。

(52) 「時弊論」上・下(一八八四年一〇月二五・二六日)。これと類似の借金党論については、「国家心腹ノ病」(一八八四年一〇月七日)。

(53) こうした「虚無党」像の一方、自由党がめざすべき「志士」像もまた、勤王・官民調和論に適合していく(例えば「志士ノ責任ヲ論ズ」一八八四年一〇月一九・二二・二三日、「国会ノ準備」同年一〇月三日)。

(54) 前述のように、従来の「虚無党」言説でも、その「奇激ノ挙動」が否定的に語られ、自由党との関係については「我党妄ニ自ラ魯国改革党ニ比スルニ非ズ」といった留保がつけられていたが、勤王論・官民調和論の論調が広がるこの時期には、より明確な形で皇帝暗殺への批判が示される。

(55) この社説の基本的主張は、東洋・仏・ロシアのように「久ク君主政治ノ下ニ在リテ曾テ自治ニ習ハザルノ国人」は「決シテ共和政治ヲ模ス可ラズ」、「必ラズ立憲政体ヲ撰ンデ其君ニ因テ天下ノ心ヲ繫ケ以テ其治ヲ為サル可ラザル」という点にあり、ロシア・「虚無党」は、「帝室ヲ廢シテ俄ニ共和政治ヲ立ント欲スルニ至ル」例として、否定的に位置づけられている。しかしその一方で、「虚無党」については、「今マ露国ノ虚無党ノ如キ其ノ志ヲ決シテ国家ノ改革ヲ謀ルハ実ニ甚ダ烈ナル者アリテ兎モ角モ其ノ至衷ニ発シタルノ事タルハ復タ疑ヲ容レズ左レバ流石ニ露西亞皇帝ノ力ヲ以テスルモ之ヲ制スルコトヲ得ズ」とも述べている。

(56) なお、一八八二年段階の『朝野新聞』の社説「論 欧州社会党」(註(6)参照)は既に、「虚無党」を「復讐主義」としていた。例えば同社説は「虚無党」を、「勇壯愛国ノ士」が、「嚴酷無残」な専制に直面して「怨恨復讐変乱

自由党と「虚無党」

三七

破壊ノ念」によって行動するに至ったもので「魯国心腹ノ病」だとしていた。また専制は「豪族権臣」が主導したもので、皇帝を殺したのは「虚無党」でなくむしろ「豪族権臣」であるとしている。

(57) 一八八三年九月一日から断続的に二月二十八日まで連載(完)。この作品の詳細については、柳田前掲書一四六一―一五四頁を参照。

(58) 一八八三年一〇月五・一〇―一二日など。柳田前掲書一五二―一五三頁に分析がある。

(59) 「魯国虚無党秘聞録」は、一八八四年八月二日―一七・一九―二四・二七・二八・三一、九月四・五日に掲載された(未完)。またステプニャークの本名は、セルゲイ・ミハイロヴィッチ・クラフチンスキー(一八五一―一八九五)。一八七八年八月にメゼンツォフ第三部長官刺殺事件を起し、その後はヨーロッパ各地を転々として革命運動の正当性を訴えた。その運動の記録『地下ロシア』は一八八二年、イタリア語で出版された後、翌年にはロンドンで英訳版が刊行されていた。「魯国虚無党秘聞録」は、その第一部のほぼ全体にあたる(佐野努訳『地下ロシア』三一書房・一九七〇年「訳者あとがき」、前掲の配島巨「ロシア虚無党文学の系譜」七四―七七頁、前掲和田春樹「自由民権運動とナロードニキ」七二―七三頁)。柳田泉氏は、この原書は板垣が洋行からの帰国に際して持ち帰ったものの一つだろうと推定している(前掲『政治小説研究 上』一五九頁)。

(60) 「傑士烈女魯国虚無党列伝」は、『地下ロシア』第二部「革命家のプロフィール」の前半三名分を訳出したもので、一八八五年一月六―九・二〇・二二―二五・二八日に掲載。他方で、一八八四年七月九日から八五年一月一八日まで『自由新聞』紙上では、ヴィクトル・ユゴーの『九三年』を訳出した坂崎紫瀾「仏国革命 修羅の衝」が断続的に掲載されていた(未完)。また一八八四年二月一〇日から八五年四月三日には、宮崎無柳の「虚無党」小説『鬼啾啾』が『自由燈』に断続的に連載されていた。これは、『地下ロシア』第二部「革命家のプロフィール」に主として依拠しながら、前述のクロポトキン「ロシア革命党」(西川通徹訳「露国虚無党事情」)やザスーリチの記事ほかの描写を盛り込んだものである(配島前掲論文一〇二―一〇三頁)。

(61) 一八八四年八月二・一三日。なお外報「露国監獄の情況」(一八八三年三月一四・一五日)も、露国監獄の苛

酷さを記したクロボトキンの著述を紹介した上で、同趣旨の論評を加えていた。また雑報欄「虚無党怒つて憲兵都督を殺す」(一八八四年二月一三—一六日)は、ロンドンからの通信に基づき、「虚無党」事件を活劇風に紹介しているが、そのなかで敵役の中佐は、「民を虐げ禄を盗む大逆無道のスダイケン汝ハ能くも此の年頃虎狼の政府の爪牙となり志士仁人の行為を妨げ正義公道を害ひたり今ぞ加はる天の命罰」として、討ち果たされている。

(62) 新たな「虚無党」論と従来の「虚無党」論が同時に展開されるには、「彼等ガ為ス所ノ方法ハ法律ニ於テモ道義に於テモ許ス可カラズト雖トモ其目的ノ存スル所遂ニ不正ナリト却クル能ハザルナリ」(酒井民三郎「制限ノ源理効用」一八八四年一月一・五・六・二一日)という論理が必要になったと考えられる。こうした理屈は、アイルランド独立党に関する社説にもみられた(「倫敦府ノ震動及び愛爾蘭独立党」同年六月六・七日)。

(63) 同趣旨の社説としては、「今日ノ太平」(一八八三年六月二九日)がある。

(64) 「誰カ今日ヲ以テ守成ノ時トナス耶」(一八八三年八月三一日)のように、「今日」を「国家第二ノ創業」期とする社説もみられた。

(65) 「進取ノ氣象ニ乏」しい「国人」に力点をおいた「創業の政党」論としては、板垣口述筆記「西洋聞見一斑」(一八八三年八月二二・二三日)もある。

(66) 三菱・改進黨批判と「創業の政党」論については、拙稿「人民の負担と自由党—一八八二・八三(明治一五・一六)年の『自由新聞』を素材に」(名古屋大学法学部『法政論集』二二七号・二〇〇七年四月)を参照。三菱・改進黨批判と「創業の政党」論を結びつけた社説としては他に、「改進黨ヲ攻撃セザル可カラザル所以ヲ明カニス」(一八八三年六月一—三・五・七—一〇・一二)、「政党首領ノ職分」(同年六月一四日)などがある。

(67) 「政党論」(一八八四年八月一六・一九・二一日)。類似の主張として「自由凱旋論」(同年七月二九・三〇日)がある。

(68) 『論語』「衛靈公」第一五(金谷治訳注『論語』岩波文庫・一九九九年)、三〇八頁。

(69) 愛知大学文学部史学科田崎ゼミ『三河民権史料 信濃毎日新聞所載飯田事件裁判記事(増訂版)』(愛知大学文学

自由党と「虚無党」

三九

部田崎研究室・一九八三年）一八一―一九・二三頁。
⑦〇 前同六・一七頁。東京外国語学校のロシア学とナロードニキの関係については、註③の渡辺雅司氏の諸研究に詳しい。

Liberal party and ‘Nihilists’
—The discourse of ‘Nihilists’ in the Jiyu-shinbun

Chiyo TAKASHIMA

The Jiyu-Shinbun (1882.6.25–1885.2.1) is one of the official organ of the Liberal Party in 19th century Japan.

In this study, I’ve made clear the way they report and write about Narodniki (‘Nihilists’), and the relation between these discourses and the main tone of Jiyu-Shinbun, movement strategy of the Liberal Party, at this time.

The contents are the following.

1. Introduction
2. The discourse of ‘Nihilists’ in 1882
3. The discourse of ‘Nihilists’ in 1883–1885
4. Conclusion